

(事業の目的)

第1条 北電産業株式会社が開設するふくし百選 プランニング高岡（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が提供する事業について、次のとおり運営する。

する。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。
- 3 支援困難な事例の利用者に対しては、どのような支援困難ケースでも適切に処理できるよう常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員を配置して、質の高いケアマネジメントを行うよう研鑽に努め、地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、これを受託し、居宅介護支援を提供すること。また、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるよう常に地域包括支援センターとの連携を図ること。
- 4 介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等については、研修担当を定め、実習目的が達成できるよう指導助言を行うなど、研修における実習等の受け入れが可能な体制を整備すること。また、当事業所と研修の実施主体との間で実習などの受け入れについて書面などによって同意し、これを掲示できるようにすること。
- 5 地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加し、地域のケアマネジメント機能の向上に参画し、地域包括ケアシステムの構築に努めること。
- 6 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対してケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることを説明すること。
- 7 作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、利用者等から署名にて承認いただく。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ふくし百選 プランニング高岡
- 二 所在地 高岡市佐野1197番地4号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 二 介護支援専門員 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

主任介護支援専門員	1名以上（管理者を含む）
介護支援専門員	1名以上
計2名以上	

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 調査（課題把握）の方法とし全国社会福祉協議会版居宅サービス計画ガイドライン方式で行うものとする。
- 二 要介護状態にある利用者が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、当該利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行うものとする。また、利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設との連絡調整、紹介の便宜の提供を行うものとする。
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催し、利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者との会議の開催により意見を求め、提供するサービスの質の向上及び連携に努めるものとする。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについてやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこととする。
- 四 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化するものとする。
- 五 介護支援専門員は、特段の事情が無い限り、少なくとも1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、モニタリングの結果を記録するものとする。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について、検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載するものとする。

七 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載するものとする。

八 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

九 指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮するものとする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高岡市と射水市とする。

(秘密保持等)

第9条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果を従業者へ周知
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) (1)～(3)までの措置を適切に実施するための担当者を配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催（概ね6月に1回以上）及び結果を従業者へ周知
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者への定期的な研修の実施
- (4) 定期的な訓練（シュミレーション）の実施

(身体的拘束等)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、認知症ケア、権利擁護、虐待防止、業務継続化計画（BCP）、感染症、身体的拘束等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修（採用後3月以内）
- (2) 認知症ケアに関する研修
- (3) 権利擁護に関する研修
- (4) 虐待防止に関する研修（年1回以上）
- (5) 業務継続化計画（BCP）に関する研修（年1回）
- (6) 感染症に関する研修（おおむね6月に1回以上）
- (7) 身体的拘束等に関する研修

2 事業者は、指定介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年8月1日から施行する。
2. 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 二 介護支援専門員の変更（平成29年11月1日）
3. 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 二 介護支援専門員の変更（平成30年4月1日）
4. 第2条 運営方針 5・6・7・8の追加
 - 第4条 職員の職種、員数及び職務内容 人数の変更
 - 第6条 居宅介護支援の内容 九の追加
 - 第9条 その他運営についての留意事項 4の追加（令和3年4月1日）
5. 第4条 職員の職種、員数及び職務内容 人数の変更
 - 二 介護支援専門員の変更
 - 第9条 秘密保持等の追加
 - 第10条 事故発生時の対応の追加
 - 第11条 苦情・ハラスメント処理の追加
 - 第12条 虐待防止に関する事項の追加
 - 第13条 事業継続計画の追加
 - 第14条 衛生管理の追加
 - 第16条 その他運営についての留意事項の変更
 - (2)(3)(4)(5)(6)(7)の追加（令和6年4月1日）